

貝塚市立里山交流センター条例

(設置)

第1条 貝塚市は、せんごくの杜地区における里山（以下「里山」という。）の整備及び活用に関する活動を支援し、もって里山の保全及び地域の活性化に資することを目的として、貝塚市立里山交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 貝塚市立里山交流センター
- (2) 位置 貝塚市名越 1122 番地 2

(使用の許可)

第3条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他備品等（以下「施設等」という。）を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 興業又はこれに類する料金等を徴する行事のとき。
- (4) その他交流センターの管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第4条 市長は、交流センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第5条 使用者は、使用時間1時間につき300円の使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、交流センターを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、交流センターに特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設けたときは、使用后直ちにこれを原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わって執行することができる。この場合において、要した経費については、使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、施設等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。